

地域の絆で 要援護者を守ろう

個別避難支援計画 (個別計画)の作成

災害時要援護者台帳に登録されている災害時要援護者のうち、家族以外の第三者の支援がなければ

自力避難が困難とされる在宅者を個別計画対象要援護者とし、個別計画を作成します。

個別計画とは、個別計画対象要援護者に避難情報などを伝えたり、避難所までの支援を誰がするのかを事前に定め、避難支援を迅速に行うためのものです。

●個別計画作成方法

個別計画対象要援護者と自治会・民生委員児童委員・自主防災組織などが相談しながら個別計画を作成します。

●ご理解をお願いします

この制度は、あくまで地域住民が共に助け合う「共助」のもとに行われます。

災害時には避難支援者も多く被災することが考えられ、必ず支援が受けられるとは限らず、支援する方が責任を負うものではありません。

黄色い旗を ご存知ですか？

災害が発生した時、町民の皆さまには避難をお願いすることがあります。有田川町では、災害が発生し避難する際、家族全員が無事に避難したことを周囲に伝えるため、「黄色い旗」を使用しています。家族全員で避難する際、玄関先に黄色い旗を立ててください。

「黄色い旗」は、家族全員が避難したことを周囲の方に知らせるために立てるものです。旗の立っていない世帯には、声をかけて避難を促しましょう。転入などで「黄色い旗」をお持ちでない場合は金屋庁舎やすぎ福祉課までお問い合わせください。

有田川町災害時要援護者 登録名簿
個別計画対象要援護者

情報提供

地域コミュニティ
自治会・民生児童委員・自主防災組織

個別計画
・避難支援者
・緊急連絡先
・地区避難所

